

[月刊] 1988年6月18日第三種郵便物認可

トマ喰い虫

〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
トマ喰い虫社
☎045(563)5101 FAX045(563)9907

[郵便振替] 東京6-136148
トマ喰い虫社



戦争は義務ではない。
平和をえらぼう！

軍国主義と徴兵に反対する委員会（米・サンディエゴ）
発行 "Draft Notice" 92年1、2月号より

ここがオカシイ！PKO意見広告

沖縄●軍用地強制使用を許さない

緊急報告●汚染されていた！米軍基地 湾岸絵はがきのこと

76

1992年2月20日
定価 100円

発行◆トマホークの配備を許すな！全国運動

●維持会員（月間会費）
 団体 1口 2000円
 個人 1口 1000円

●参加会員（月間会費）
 団体 1口 1000円
 個人 1口 500円

●通信会員
 年間 1口 2000円

あなたも仲間！（会費は本紙購読料を含みます）

PKO意見広告の

ここがオカシイ



◆田巻一彦

いいたいことは、まだまだあるが...

湾岸戦争後のイラク停戦監視団ではそれこそ「経験的に」投げ捨てられているのです。

たとえば、いわゆる「国連軍」を設置する場合、加盟国は国連との間に個別に協定を結んで参加します。そしてその協定は各国の「憲法上の手続きに従って批准されなければならぬ」と国連憲章第43条は定めています。参加国の義務は、憲法に合致することが前提です。

人道的な救援活動に日本は積極的ではありません。これは、「法律がない」からでしょうか。やる気がなかったからではないですか。難民に対

しては、人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。

人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。

人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。

人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。

人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。

人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。

人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。

人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。人道法に合致するかどうか。

1 内容の前にまず一言。一億六〇〇〇万円といわれる掲載料、だれが払ったんですか？ PKO法案は継続審議。国民の合意はできていない、ということ。そんな法案の宣伝を税金を使って一方的にやるなんて、まずおかしい。ちなみに沖縄の二つの新聞は、掲載を拒否しました。対談の三人もこのことの意味をよく考えてください。

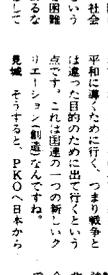
時代においてますます重要なことは、不安定な地域での局地紛争を超大国の核対決に追い込まないよう努めることです。PKOは「冷戦」の産物だったのです。今、必要なのは、世界の平和に積極的な役割を果たすために、たとえ国連はどうあるべきか、をト

PKOは一九八八年にノーベル平和賞を受賞しています。平和への貢献という点で国際的に大変評価されています。

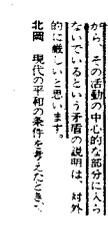
PKOは一九八八年にノーベル平和賞を受賞しています。平和への貢献という点で国際的に大変評価されています。



【平和維持に、日本の果たす役割は多大。】



【お金のモノから人の貢献へ。】



【PKO法案は幅広い人的参加を可能に。】

2 冷戦がお終わった↓次は地域紛争の時代↓だからPKO。はたしてそうでしょうか。デクエアル前国連事務総長は「ブルーヘルメット」という本の序文で、PKOの意義を次のように書いています。「核兵器の

して、これほど冷淡で非人道的な国はないでしょう。

6 冷戦論理から生まれ、ソ連を仮想敵国として育ち、「戦える軍隊」として訓練されてきたのが自衛隊。たとえば、言葉や外国の習慣など、PKOに必要な訓練なんてやってきたのですか？ 「国際的にも期待されている」。アジアから聞こえるのは日本の軍事大国化への不安の声ではないでしょうか。

7 これは驚き。憲法九条をもう一度読んでください。「武力行使は永久に（つまりどんなことがあっても）放棄する」とはっきり書いてあります。アジアで最大の軍隊が、武器を持って海外に行く。時と場合によってはそれを使う。これを「武力行使にはあたらない」という説明は「対外的にきびしいと思います」。

8 国際社会のために何かしなれば、そんなバク然とした善意に乗じて、自衛隊を海外派兵する。そのコンタ

ンが見え見えだから、PKO法案

に反対なのです。過去の戦争への謝罪も補償もしない。自ら軍縮のために汗を流そうともしない。この現状をあらためないのであれば、「日本の平和への努力は真剣とはみなされないでしょう」。

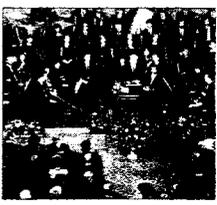
創造のために積極的な役割を果たすと

いうことではないかと思っんです。

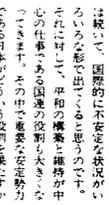
平和憲法を守りぬく、それが世界平和の

対談：我が国の国際的役割とPKO

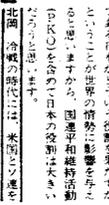
国際平和へ日本が果たすべき役割について、とくにPKOとの関連を中心に、見城さんと北岡さんと、見城さんがインタビューしました。



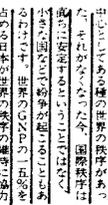
【一九八八年、ノーベル平和賞受賞。】



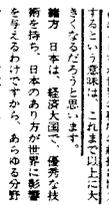
【戦う部隊ではなく、平和維持の部隊。】



【訓練された集団として、自衛隊に期待。】



【平和憲法は、平和維持に参加する精神。】



【PKO法案は幅広い人的参加を可能に。】



北岡 一彦

世界平和の維持のために積極的な役割を果たす、それが平和主義を守るということではないかと思っんです。

平和憲法を守りぬく、それが世界平和の

創造のために積極的な役割を果たすと

いうことではないかと思っんです。

一部のマスコミは、リゾート・ブームによる土地値上がりで新しい拒否者が続出した理由だと書いています。...

リゾート開発が土地の価格を押し上げ、軍用地代を上まわるといふ現象が現れていることは確かです。たとえば最大の契約地主団体「土地連」が独自に鑑定した軍用地代の総額は九八八億。これに対して防衛施設局の来年度の概算要求額は五六八億円でした。「土地連」は安すぎる、われわれも契約拒否だ、と騒ぎました。しかし、彼らのねらいはもともと地代の引き上げだけなので、協力謝礼金と「来年度以降努力する」という口約束

「軍用地よりもリゾート」は真実ではない

で、後継者の中から両親や祖父、祖母がよくわからないで契約してしまった土地をとりもどしたい、という人が現れた。それから、「都市型ゲリラ訓練施設」の反対闘争の中からも新しい拒否者が現れています。

さらに別に反戦ではないが、自分の土地のことを決めるのに、人に委せるのはいやだ、という人もいます。政府のやり方はどうもおかしい。どうして自分の土地のことを自分で決められないのか、という動機です。

さらに防衛施設局に重大なミスがありました。本来強制収用の対象ではない三名の地主の土地までが対象に含まれていたのです。彼らは、七十二年には反戦地主として契約を拒

追い詰められて突然、審理打ち切り

防衛施設局は強制収用の根拠として「日米安保体制がアジア太平洋の平和と安定にとって不可欠な枠組みである」とまず第一に強調しています。今回初めて盛り込まれた一節です。これはアジア太平洋の地域紛争に対処するということですが、なぜ、そんなことを強調するのか。釈明を求めたところ、収用委員会

否したが、何年後に心ならずも契約させられた地主です。ですから契約後まだ二十年を経過していないのです。追及を受けて、防衛施設局は収用の対象ではないことを認め、取下げました。事務上のミスでした、と。こんなミスが放置され、公開審理にまでいたったというのは実に驚くべきことです。

また米軍に取り上げられてから五〇年近くたつて代わりもあり、地主の中には自分の土地を見たことのない人もいます。あるいは子供の頃のぼんやりした記憶しかない地主もいる。そのような中で、施設局が作った調査と地主側の記憶が明らかに食い違うケースが出てきました。たしかに宅地に使っていた、その痕跡もある。ところが、施設局の調査では「山林」になっている。このようにいろいろなこと、地主側が施設局は追い詰めてきました。

一月六日には次の収用委員会を開くことがきまっていたにもかかわらず、収用委員会は一月三十日夕方に会議を開いて、突然打ち切りを決めてしまふ。五月十四日までには判決を出さないと不法占拠になってしまふので、早く打ち切りたかったのは確かでしょうが、あまりにも唐突でした。

インタビュ

冷戦終結後の沖縄の基地の現状をどのようにご覧になりますか。

東西緊張緩和の結果、沖縄の基地が自然に無くなる、あるいはより無害なものになるというのは幻想です。フィリピンからの部隊移駐、都市型ゲリラ訓練施設は建設強行、県道一〇四号線越えの射撃訓練など、地域紛争への対応、つまり「新世界秩序」の軍事的拠点として沖縄の基地はむしろ強化されています。

新たな契約拒否地主の登場

来る五月十四日の期限切れを控え、米軍用地強制使用問題が大詰めを迎えようとしています。

あらたな局面 むかえた 沖縄 軍用地 強制使用

新崎盛暉さん
沖縄一坪反戦地主会世話人
沖縄大学教授



沖縄の軍用地の多くは民有地で、二万五〇〇〇人も軍用地主がいます。戦後、米軍に直接貸していた軍用地は、一九七二年の復帰に際して日本政府に貸してそれを政府が米軍に提供するという形になりました。この時約三〇〇〇人の地主が賃貸契約を拒否しました。これがいわゆる「反戦地主」です。

反戦地主に対して、政府は「公用地法」なる特別法を作り五年刻みで二回、計十年間の強制使用をする一方、さまざまな切り崩しをはかりました。八十二年に「公用地法」の期限が切れると今度は「米軍用地特措法」を発動し、五年間強制使用。八十七年にその期限もきれると今度は二十年間の強制使用を申請しました。これは県収用委員会によって十年に短縮され、今日にいたっています。つまり

九十七年までは、反戦地主は動きをとれない。一方、復帰時に契約に応じた「契約地主」については、契約期限は一九九二年つまり今年五月十四日までの二十年間とされました。その「契約地主」の中から、約七〇人の契約更新拒否者が登場し、この新しい契約拒否者の土地を防衛施設局が強制使用しようとしている。これが今日の問題です。

強制収用を決めるのは沖縄県収用委員会です。そのための公開審理が昨年八月から開かれてきました。

「リゾートに提供したいから契約を拒否している」という言い方は拒否者の意思そのものを歪めるものです。契約拒否地主が実際に迫られている選択は、「契約するか、強制収用されるのか」しかないのですから。

公開審理では何が主な争点になってきたのでしょうか。

新たな契約拒否者が登場したのはほんんな理由によるのでしょうか。

復帰時の契約のしかたは個人個人との交渉ではなく地域ボスが委任状を集めて市町村単位で契約する、というひどいやり方でしたの

で話しは終わっています。

「リゾートに提供したいから契約を拒否している」という言い方は拒否者の意思そのものを歪めるものです。契約拒否地主が実際に迫られている選択は、「契約するか、強制収用されるのか」しかないのですから。

公開審理では何が主な争点になってきたのでしょうか。

否したが、何年後に心ならずも契約させられた地主です。ですから契約後まだ二十年を経過していないのです。追及を受けて、防衛施設局は収用の対象ではないことを認め、取下げました。事務上のミスでした、と。こんなミスが放置され、公開審理にまでいたったというのは実に驚くべきことです。

自治体に求めたい 本気の頑張り

自治体の対応はどうか。太田県知事は「軍転特別措置法」の制定を政府に求めています。正式には「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用促進に関する特別措置法」といいます。七〇年代に平良革新県政が提案したもので、その後保守県政が続くなかで忘れさられていました。基地撤去を公約とする太田革新県政は当然この法律の制定に熱心です。

ところが知事は軍用地強制使用問題と法制定を取り引きするという過ちをおかしました。取用委員会は防衛施設局から裁決の申請を受けます。書類を関係する自治体に送ります。自治体は裁決申請を公告し、その書類を住民に縦覧しなければなりません。強制使用に反対する那覇市など五自治体は、この公告・縦覧を拒否しました。そこで防衛施設局は知事に縦覧代行を申請したのです。知事は最初は協力拒否の姿勢でしたが、結局代行してしまふ。知事は記者会見で、国からいろいろの圧力がある。行政には限界がある。ここで拒否したら今後の基地問題の処理や沖縄振興開発第三次計画（三次振計）がうまく

いなくなる。それを踏まえて自分は国と交渉した。国から解答を引き出した、と言いました。その中に軍転法が含まれていたのです。これは契約拒否地主に非常な衝撃でした。自分たちの契約拒否をなぜ知事が取り引き材料に出来るのか。取り引きしたければすればいい。しかし、するんだつたら県が所有する軍用地を契約するかしないかで取り引きするべきです。軍用地を持つている自治体で、契約拒否しているは那覇市だけです。実際その後も法制定に進展はありません。

沖縄の真実を ありのままに見つめてほしい

最後に今一番強く訴えたいことを。とくに本土の人々に。本土の人々に望むのは、沖縄に日本が課している問題から、目をそらしてほしくない、ということ。日米安保条約にもとづく専用施設の七十五％は沖縄にあります。しかし、たんに基地という「必要悪」を沖縄に押し付けている、という性格の問題ではない。日本が沖縄に課している重荷の矛先は第三世界に向けられているのです。これは日本の政治の全体状況に深くかかわっています。沖縄内部でも札束に幻惑され、からめ取ら



れて、問題の本質が見えなくなっている、という現実がたくさんあります。かつての農民が、今は軍用地代をもらって何をしながらも生活できる、高級車を乗り回すこともできる、という例もないわけではありません。本土には図式的に沖縄は差別され、基地を押し付けられて悲惨だ、という二十年、三十年前のイメージを引きずっている人たちがまだたくさんいます。しかしそういう問題ではない。むしろ現象としては基地にからめとられている部分がかなりあるのです。契約拒否地主は比率的にはほんのわずかな存在です。こんなに少ししかない、と見るべきではありません。この状況のなかでこれだけの人々が、立ち上がっているのです。結局はイデオロギーとかなんとかではない。なんでもないおじさんが頑張っている。本当に人間の生き方を見せられる思いです。◆◆(二月二日東京 聞き手・まとも●田巻一彦)

日本でも 明らかに 米軍基地 汚染

山中悦子



私達も参加しているPCDS（太平洋軍備撤廃運動）は、米議会機関が作成した米国外基地の環境問題に関する二種類の調査報告書を手、一月三十日その内容を公表した。

「米基地内に環境汚染廃棄物?」（朝日）
「米軍海外基地の環境政策・国内法の要求満たさず（毎日）」
「環境を軽視? 県内米軍基地（神奈川）」
「PCB汚染の可能性（琉球）」
「などの見出しで一般紙でも報道されたのでご存知の方も多いと思う。」
とにかく予想されたこととは言え、たとえ

一部でもこうしてその実態を明らかにする資料が公表されてみると、当然のことだが私達市民の不安はますます大きくなった。この衝撃的なニュースはすでに自治体など様々ところで波紋を広げている。

一つの米軍議公報報告止口書

報告書は、①米下院軍備委員会環境回復審議会（議長・リチャード・レイ議員）の太平

洋地域基地視察報告書（レイ報告書）と、②米国会計検査院（GAO）報告書である。レイ報告書は、視察団が90年十二月に、ジョンストン島、日本、フィリピン、韓国などの二十以上の施設を訪問、環境政策について調査した結果を議会に報告したもので、91年四月に出された。

報告によれば、「海外の米軍施設は、受入れ国の環境基準が米国の環境基準のどちらかより厳しい基準を順守しなければならぬ」と言う国防省の政策指導が存在するにも拘らず、その政策は長い間ほとんど無視されたままで、不必要な環境破壊や健康障害を生みだし続けている」とある。

日本での訪問先は、横須賀海軍基地、相模陸軍補給廠、横田空軍基地、キャンプ・パトラ、嘉手納空軍基地であった。主な環境汚染箇所と汚染内容に付いての報告は次の通りである。

◇横須賀基地内の壕の中に危険物ドラム缶が複数保管されている。但し、場所、ドラム缶の数、危険廃棄物の内容は不明。
◇嘉手納基地、キャンプ・パトラではPCB問題がある。キャンプ・パトラでは汚染の有無も数も不明であり、施設回復計画はない。嘉手納基地では汚染場所が一か所特定され、除去費用は二十万\$と見積もられ

秦 岳志
(もうすぐ大学生)

湾岸絵はがきキャンペーン

東京都八王子市石川町2955-1-703 FAX0426-48-8309
郵便振替 東京8-754513



撮影●広河隆一「神と戦火の街(仮)」
第三書館刊 より
1セット(5枚組) 500円
5セット以上 2割引

湾岸戦争を
忘れられないあなたから
忘れてしまったかもしれない
だれかに：

湾岸戦争の頃からずっと、戦争が起きる前にもっと出来ることがあったんじゃないかって悩んでいました。同時に、なにも出来ない自分の無力さを感じていました。僕たちの生活とかけ離れた所で開戦が決定されてしまっただけです。

十二月の末にはもう世間では湾岸戦争の話はあまり聞かれなくなっていました。それどころか、逆にPKO法案まで出てきてしまっただけです。

でも、あの戦争は間違っていました。このままでは、また同じことが繰り返されてしまふ。そんなことで、個人でもなにか出来ないかなあと考えたのが、この絵はがきでした。

● ●

十二月二十五日にポツと話が出てすぐにやることにしました。最初は年賀状みたいに少しだけ作ろうと思っていたのが色々な人の助言で五枚セットで売ることになりました。

三十一日、去年はくの高校の文化祭で写真展をさせてもらった広河隆一さんに、だめもとで連絡したところ、三日にお会いできることになって、写真を提供してくれることになりました。四日のうちにレイアウト・原稿を考えて五日に写真決定。その日のうちに写植。六日には印刷屋さんへ。

実はこの時点で、もし利益が出た場合ほど

◇陸軍基地(場所不明)で地下水が有機溶剤トリクロロエチレンに汚染されている。：作業内容、訪問基地が唯一相模補給廠であったことから、汚染場所は相模補給廠であると考えられる。

このレイ報告書は、現在の国防省の海外に於ける環境政策指導が不十分であると繰り返して述べている。まず危険廃棄物汚染地域が正確に把握されていない、調査不十分であると断言している。更に、緊急事態に対応できる準備もされていない。人員、予算も不足している等々。そしてこの報告書にはわざわざ米国軍人、シビリアン、家族の健康障害の性質や程度も不明と記されている。

一方米会計監査院(GAO)レポートは、「危険廃棄物管理」変わらぬ海外基地における問題点」との表題で、86年に、米軍海外基地において国防省が危険廃棄物の管理を適切に行っていない旨国防長官に報告、改善勧告をしたにもかかわらず、その後ほとんど改善されていないと指摘している。このことは高価な代償を払うことになるはずで、現に、90年十月時点で危険廃棄物の誤った取り扱いや、貯蔵や、処理についての苦情が十八ヶ国からも届き、この時点で五万ドルも支払ったとある。

米国、ドイツで 社会問題に

以上が二つの報告の概要である。両報告とも海外基地の環境管理がいかにずさんかを証明するものである。基本となる法体系が不備であることも、又それを解釈し実践する能力も持たないことも明らかになった。

最近米国内の閉鎖基地における環境回復問題は大きな社会問題となっている。今回のレポートはこうした米国内の動きに連動したものであることはいうまでもない。

米国では今、大幅な軍備削減により、基地閉鎖が相次いでいるが、環境汚染した基地の原状回復は作業、資金の両面で困難を伴うことが明らかになっている。89年の国防省の調査によれば、一、五七九施設で一四、四〇一箇所の汚染地点が発見されている。88年には、ロッキーマウンテン弾薬廠付近の住民は、マスタード・ガスや神経剤、重金属、有機溶剤などの混合化学物質に汚染された基地での汚染除去作業の失敗により健康被害を受けた。海外基地でも当然同じことが予想される。

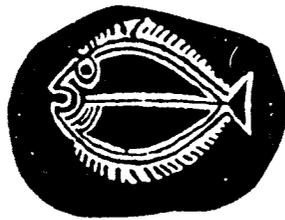
米空軍は、ヨーロッパにある滑走路の全てで土壌、川、地下水を汚染してきたことを認めている『ロサンゼルス・タイムズ』。また、

米陸軍によると、ドイツで閉鎖予定の基地内の三十箇所あまりに汚染がある。汚染除去にかかる費用は、陸軍だけで約一億六二〇〇万ドルに上る。

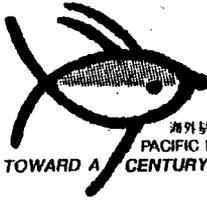
沖縄編で大きな波紋

米軍基地汚染問題は、沖縄で大きな波紋を広げた。「琉球新報」が一面トップで取り上げ、県も対策会議を開いた。最初は米軍司令官はPCBの存在すらも否定したが、PCDSがその嘘を暴く新しい文書を公表した。その結果、ついに米軍はPCBの存在と、一九八六年に流出事故を起こしたことを認めた。

現在、基地労働者も動き始めている。相模補給廠でのトリクロレン汚染も今後さらに波紋を広げようとしている。



Designed by Hiroshi Nihara, a leading ocean ecologist, and Arifio in Yokohama, Japan, and representing a fish, tree and human life.



Organizing Committee
Pacific People's Forum
Toward A Century Free Of Overseas Bases
3-3-1 Minowa-cho, Kohoku-ku
Yokohama-shi, 223 Japan

tel: 81-45-663-5101
fax: 81-45-663-8907

海外基地のない世紀へ

PACIFIC PEOPLE'S FORUM

TOWARD A CENTURY FREE OF OVERSEAS BASES

太平洋民衆フォーラム

海外基地のない世紀へ

◆日時

1992年5月3日(日、憲法記念日)～5月4日(月、休日)

◆場所

神奈川県政総合センター・ホール(横浜駅西口、徒歩3分)

◆入場料

3000円(2日間通し)

◆プログラム(予定)

5月3日(日)

- 9:00 受付開始
- 10:00 文化的表現
- 10:30 主催者・来賓 あいさつと発題
- 11:00 基調講演: 太平洋をおおう軍事基地網ー歴史と現在ークリス・ウィング(アメリカ) / 米軍基地のないフィリピンーローランド・シンブラン(フィリピン)
- 13:30 各国から報告: カナダ / アメリカ / ニュージーランド / オーストラリア / グアム / ベラウ / 韓国 / 沖縄 / 日本
- 19:00 分科会: 核軍縮の今後 / 基地と環境 / 米戦略と太平洋の軍縮 / 基地と経済の自立 / 非核自治体の新しい役割
- 21:00 終了

5月4日(月)

- 9:00 分科会報告
- 11:00 討論と簡単な宣言
- 13:00 閉会のあいさつ
- 14:00 簡単なパーティー
- 15:00 終了

プログラムは変更の可能性が
あります。

会計報告

(92. 1. 19 ~ 92. 2. 14)

[収入]

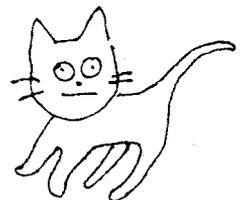
○前月からの繰越	331,592
経常繰越	431,592
借入金繰越	△100,000
○今月の収入	318,800
会費収入	178,500
内	
維持団体	0
維持個人	25,000
参加団体	36,000
参加個人	67,000
通信会員	50,500
カンパ収入	139,000
行動収入※	0
資料収入	1,300
反核ホットライン収入	0

[支出]

●今月の支出	234,724
家賃(2月分)	40,000
水道光熱費	7,649
電話代	16,262
郵送費	48,936
文具・備品	19,796
印刷費	92,165
行動費※	0
資料経費	0
反核ホットライン経費	0
雑費	7,696
郵便振替等手数料	2,220
●次月への繰越	415,668
経常繰越	515,668
借入金繰越	△100,000

* 行動収入、経費は原則としてプログラム毎の独立採算となっているため、これにあてはまらない一部の収支のみが経常会計に計上されます。

会計から



●今月も読者や会員みなさんから会費やカンパを送っていただき感謝しております。今後もよろしくお願いいたします。

●ある方はとても勇気づけられるお手紙とともに、なんと一〇万円もの大金を送ってくださいました。一度にこんなに沢山のお金が送られてくるなんて初めての事です。スタッフ一同、感激、感謝にたえません。ありがとうございました。(太田)

月刊トマ喰い虫第七十八号

一九九二年二月二〇日発行(通巻七十七号)

*発行 トマホークの配備を許すな! 全国運動
〒二三三 横浜市港北区箕輪町三三三一
トマ喰い虫社

◎四四五(五六三)五一〇一
FAX〇四五(五六三)九九〇七

一郵便振替一東京六六一三六一四八

*編集 トマ喰い虫編集委員会

*定価 一〇〇円(通信会員年間二〇〇円)